

公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会役員の報酬等 及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、連合会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員のうち外部理事及び外部監事とは、公益認定法第5条第15号及び第16号に規定する者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 連合会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員として雇用し、給与を支給している役員には報酬を支給しない。

- 2 報酬の額は、別表1のとおりとする。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬等の支給日は、月額報酬については、連合会給与規程第8条を準用し、日額報酬については、理事会その他の会議等に出席した都度に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、あらかじめ本人の同

意を得たときは、金融機関の本人名義の預金口座に振り込むことによって支払うことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 連合会は役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2「費用の額」により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第7条 連合会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

別表1 役員報酬額

会 長	月額 20,000円
外部理事・外部監事（非常勤）	総会・理事会等への出席のとき 1日につき 11,500円
非常勤役員 （会長及び外部理事・監事を除く）	理事・監事の業務に関する執行 1日につき 5,000円

別表2 費用の額

役員の内職務に係る費用	旅費規程に定める額（日当を除く）
役員の外職務に係る費用	旅費規程に定める額
その他	実費

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会役員の費用弁償規程は廃止する。